千葉市長 鶴 岡 啓 一 様

千葉市情報公開·個人情報保護審議会会 長 多賀谷 一照

思想、信条等に関する個人情報の収集について(意見)

平成20年1月29日付け19千保地第772号による報告について、下記のとおり 意見を述べることとします。

記

## 1 報告事項

- (1) 暴力団関係者ケースに係る生活保護法施行関係事務
- (2) 暴力団関係者ケースに係る生活保護法施行事務指導監査事務

## 2 報告に対する意見

千葉市個人情報保護条例(平成17年千葉市条例第5号)第7条第3項及び同条第4項の規定に照らし、慎重に審議した結果、生活保護法施行関係事務を行ううえで当該暴力団員情報を収集することは、事務の性質上必要不可欠であると認められるが、個人情報の保護に関し必要な措置として、次の事項について配慮されたい。

- (1)暴力団関係者ケース管理台帳の取扱いについては、千葉市個人情報保護条例の趣旨に沿って、慎重に行うこと。
- (2) 収集した暴力団関係者情報を当該事務の目的以外の目的のために実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供するときは、市の内部で当該個人情報を共有することについて条例に規定する等、厳格な仕組みを構築するよう努めること。